

資料4 チェックポイント（出資）案

	現行ガイドライン		今回検討
	資金貸付、債務保証等	助成（応募型）	出資
柱書	ここでいう「資金貸付、債務保証等」は、公益目的で個人や事業者に対する資金貸付や債務保証等を行う事業のことである。 法人の事業名としては、資金貸付、融資、債務保証、信用保証等としている。また、資金貸付、債務保証のほか、設備導入の援助（リース、割賦販売）等も含む。 公益目的事業としての「資金貸付、債務保証等」は、公益目的として設定された事業目的に沿って資金貸付、債務保証等を行うことを趣旨としている必要がある。 したがって、事業目的として公益の増進を掲げていても実質的には構成員の共通の利益に奉仕するに過ぎないものになっていないかに着目して事実認定するのが有効であると考えられる。 このため、公益目的事業のチェックポイントは以下のとおり。	ここでいう「助成（応募型）」は、応募・選考を経て、公益目的で、個人や団体に対して資金を含む財産価値のあるものを原則として無償で提供する事業のことである。 法人の事業名としては、助成、給付、奨学金等としている。奨学金の場合には、無利息・長期分割返還の貸与も含む。公益目的事業としての「助成（応募型）」は、原則として財産価値あるものの無償提供である。また、その事業の流れは、助成の対象となるべき事業・者の設定及び対象者の選考の二段階である。 したがって、この二段階で、公正性が確保されているかに着目して事実認定するのが有効であると考えられる。 このため、公益目的事業のチェックポイントは以下のとおり。	ここでいう「出資」は、公益目的で、企業等に対して資金等の財産を提供し、その持分を保有する事業のことである。出資の結果として経済的利益がもたらされることが期待されるが、公益目的事業として行う出資は、経済的利益を主たる目的とはせず、営利企業が行う出資とは異なる公益目的事業としての特徴が必要となる。特に、対価性のある事業の中でも、経済的リターンの不確実性が高く、その直接的な対象が営利企業となることもあり、他の事業と比べ、社会的サポートを受けて活動する公益法人が行うことの意義を確認する観点が重要となる。 主に特定の事業に対して行われる助成に対して、企業等に対して行われる出資の特徴としては、資金提供先に対して長期的に伴走した関り方が可能となる、出資によって得られる配当や持分を処分した場合に得られる資金を次の支援に使うことができより多くの社会課題解決のための活動を支援できる、個別の事業ではなく法人に対する資金提供であるため、資金の用途について資金提供先の裁量が大きく、支援による成果の把握が重要となるなどが考えられる。
不特定多数の者の利益	① 当該資金貸付、債務保証等が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。	① 当該助成が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。	当該出資が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。経済的利益の獲得を主たる目的とする出資は公益目的事業として認められない。
条件	② 資金貸付、債務保証等の条件が、公益目的として設定された事業目的に合致しているか。		ア 出資の条件等が公益目的として設定された事業目的に合致しているか。営利企業が行う出資と区別されるような公益目的事業としての特徴があるか。 例えば、営利企業から十分な資金調達が困難な企業を対象としている、出資の継続想定期間が出資先の事業内容（社会的課題解決への取り組みは、通常、短期間での成果が上がりにくいと考えられる）に応じ適切に設定されている、出資以外の支援（人的支援など）と一体的に実施されるなど。 イ 出資時点だけでなく、出資による持分を保有している間において、公益目的事業として出資する意義が継続される仕組みとしているか。企業等である以上、出資後に事業内容を変更することや中心となる人材が離職することなども想定され、そのような場合でも引き続き当該出資が当該法人の事業目的の推進につながる事が担保されている必要がある。 例えば、出資契約で出資の目的・趣旨に関わる事業内容の変更の際には、事前に協議をすることとする仕組みを設けている、出資先が営利企業から十分な資金調達ができるまでに成長した場合、公益目的事業としての出資を解消し

			することにしているなど。
機 会 の 公 正 性	③ 対象者（貸付を受ける者その他の債務者となる者）が一般に開かれているか。	② 応募の機会が、一般に開かれているか。	出資を受けるための機会が実質的に開かれているか。 例えば、HP等で出資対象を随時募っている、公募型としている、想定される出資対象者に幅広く情報提供等を行っているなどが考えられる。事業目的のために最も望ましい者を選定するためにもできる限り機会が開かれていることは重要であるが、出資事業においては、適当なタイミングで出資を行うことも重要であり、また、法人の目的遂行に合致する出資対象が限られているなど公募に応じた者の中から選定するという手続きを前提とすることが適当でないことも想定されるため、事業目的に照らし合目的に判断される。
選 考 の 公 正 性	④ 債務保証の場合、保証の対象が社員である金融機関が行った融資のみに限定されていないか。	③ 助成の選考が公正に行われることになっているか。（例：個別選考に当たって直接の利害関係者の排除）	出資対象の選定基準及び選考フローが明確であり、透明性が確保されているか（特定の者の意向を反映した方針となっていないか。）。 また、出資先から利益の供与を受けていないか。 例えば、出資先を選定するための選考のための委員会等を設け、出資先候補の役員や使用人となっている委員がいる場合には、当該委員は当該出資先候補の選考から外れる規定が設けられているなど。
透 明 性	⑤ 資金貸付、債務保証等の件数、金額等を公表しているか。（対象者名の公表に支障がある場合、その公表は除く。）	⑤ 助成した対象者、内容等を公表しているか。（個人名又は団体名の公表に支障がある場合、個人名又は団体名の公表は除く。）	出資先、金額、出資理由、出資先の活動状況、出資による成果（※）等を公表しているか。 （※）提供された資金が公益の増進のために活用されていることを明確化するため、出資先の事業が社会に対して与えた影響を定量・定性的に評価するインパクト評価を取り入れることも望ましいと考えられる。
専 門 家 の 関 与	⑥ 当該資金貸付、債務保証等に専門家の適切な関与があるか	④ 専門家など選考に適切な者が関与しているか。	専門家など選考に適切な者が関与しているか。 例えば、出資先を選定するための選考のための委員会等に専門家が関与しているなど。
対 象 と の 関 わ り 方		⑥（研究や事業の成果があるような助成の場合、）助成対象者から、成果についての報告を得ているか。	公益法人は、議決権の50%を超える株式の保有が禁じられていることに留意が必要。
そ の 他			なお、公益法人に対する寄附金に係る寄附金控除及び別枠損金算入については、所得税法及び法人税法において、「 <u>出資に関する業務に充てられることが明らかな</u> 」寄附金を除くとされている。 ○所得税法（昭和四十年法律第三十三号）（抄） （寄附金控除） 第七十八条 居住者が、各年において、特定寄附金を支出した場合において、第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額を超えるときは、その超える金額を、その者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。 一 その年中に支出した特定寄附金の額の合計額（当該合計額がその者のその年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分の四十に相当する金額を超える場合には、当該百分の四十に相当する金額） 二 二千元 2 前項に規定する特定寄附金とは、次に掲げる寄附金（学校の入学に關してするものを除く。）をいう。 一・二 （略） 三 別表第一に掲げる法人その他特別の法律により設立された法人のうち、教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するものとして政令で定めるものに対する当該法人の主たる目的である業務に關連する寄附金（ <u>出資に関する業務に充てられることが明らかなもの及び前二号に規定する寄附金に該当するものを除く。</u> ） 3・4 略 ○法人税法（昭和四十年法律第三十四号）（抄） （寄附金の損金不算入）

			第三十七条 内国法人が各事業年度において支出した寄附金の額（次項の規定の適用を受ける寄附金の額を除く。）の合計額のうち、その内国法人の当該事業年度終了の時の資本金の額及び資本準備金の額の合計額若しくは出資金の額又は当該事業年度の所得の金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額を超える部分の金額は、当該内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。 2・3 略 4 第一項の場合において、同項に規定する寄附金の額の中に、公共法人、公益法人等（別表第二に掲げる一般社団法人、一般財団法人及び労働者協同組合を除く。以下この項及び次項において同じ。）その他特別の法律により設立された法人のうち、教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するものとして政令で定めるものに対する当該法人の主たる目的である業務に関連する寄附金（<u>出資に関する業務に充てられることが明らかなもの及び前項各号に規定する寄附金に該当するものを除く。</u>）の額があるときは、当該寄附金の額の合計額（当該合計額が当該事業年度終了の時の資本金の額及び資本準備金の額の合計額若しくは出資金の額又は当該事業年度の所得の金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額を超える場合には、当該計算した金額に相当する金額）は、第一項に規定する寄附金の額の合計額に算入しない。ただし、公益法人等が支出した寄附金の額については、この限りでない。 5～12 略
--	--	--	---